

平成27年度東村山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 150,993	千円 54,688,564	千円 936,616	千円 7,980,558	% 14.6	% 15.6

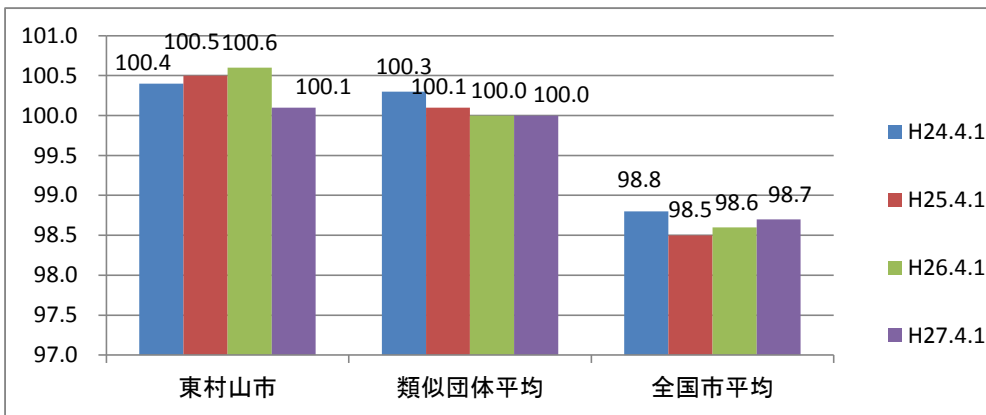
- (注) 1 人件費とは、一般職員に支給される給与や、市長、議員、各種委員などの特別職に支給される給料・報酬・手当のほか、社会保険料の事業主負担分である共済費などの経費の合計をいいます。
 2 市の会計は、一般会計と特別会計に分かれています。普通会計とは、一般会計から老人保健医療等に係る人件費を控除して得られる統計上の会計です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	千円	千円
26年度	人 745 (107)	千円 2,814,531 (226,017)	千円 756,881 (29,268)	千円 1,157,473 (45,532)	千円 4,728,885 (300,817)	千円 6,347 (2,811)	千円 6,511

- (注) 1 職員手当は、退職手当を除いたものです。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です(平均年齢 42.0歳)。
 3 ()内は再任用短時間職員の値であり、外書きです。
 4 類似団体とは、人口規模、産業構造等が東村山市と類似している団体です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数は、主に職員の経験年数別の平均給料月額を基に算出するが、大量退職の第2ピークなどの影響により昇任者の若年化等が進み、指数が上昇傾向にある。今後、中・長期的には一定の年齢構成に落ち着くことで改善する見込みである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の総合的見直しや東京都人事委員会の職員の給与に関する勧告等を踏まえ、早期に構造改革の成果を発揮していく観点から単年度で地域手当との配分変更を実施し、現給保障を行わずに平均1.7%引下げた。同時に地域手当を2%引き上げたが、これは給料月額と地域手当の配分変更を行ったもので、給与水準は従前と同じである。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準11%に対し、東村山市においては12%を支給。（給料月額と地域手当の配分変更を行ったもので給与水準は従前と同じ）

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は12%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%
東村山市の支給割合	10%	12%	13%	15%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

1. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東村山市	40.7歳	314,340円	421,442円	374,587円
東京都	41.6歳	318,513円	454,886円	400,246円
国	43.5歳	334,283円	-	408,996円
類似団体	41.8歳	323,064円	423,877円	373,485円

2. 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東村山市	49.5歳	337,084円	401,786円	391,733円
うち、学校給食員	52.9歳	345,675円	404,360円	398,076円
うち、清掃職員	57.0歳	359,067円	448,155円	412,235円
うち、用務員	49.4歳	337,831円	403,249円	397,411円
東京都	48.1歳	293,483円	397,232円	365,078円
国	50.2歳	289,141円	-	328,318円
類似団体	48.3歳	328,514円	388,444円	364,101円

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表(1)の適用を受ける職員で一般事務職及び専門職の職員です。
 2 技能労務職とは、行政職給料表(2)の適用を受ける職員で調理員、清掃職員、用務員などです。
 3 「平均年齢」の表記は、自治体間での比較が可能となるよう、小数点を用いた表記を採用しています。
 4 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在(東京都、国、類似団体は平成26年4月1日現在)における各職種ごとの職員の諸手当を含まない基本給の平均です。
 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		東村山市	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	174,200円
	高校卒	143,000円	143,000円	142,100円
技能労務職	大学卒	139,500円	-	-
	高校卒	139,500円	139,500円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,788円	353,571円	379,500円	427,800円
	高校卒	-	-	355,700円	356,300円
技能労務職	大学卒	-	-	-	360,000円
	高校卒	-	299,400円	314,600円	351,300円

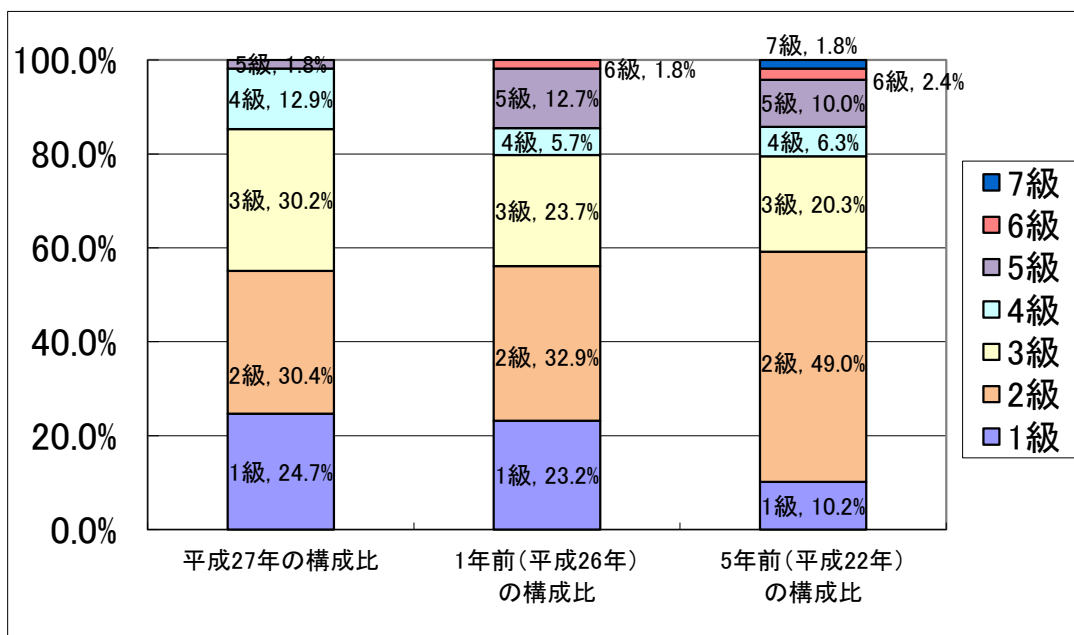
(注) 「-」の部分については、該当する職員がおりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長	9人	1.8%	493,100円	525,800円
4 級	次長・課長	65人	12.9%	283,200円	454,300円
3 級	課長補佐・係長	152人	30.2%	224,100円	414,500円
2 級	主任・主任技師	153人 (109)	30.4% (100)	197,900円	362,500円
1 級	主事・技師	124人	24.7%	138,600円	325,500円

- (注) 1 東村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 ()内は再任用短時間職員の値であり、外書きです。
 4 平成27年4月1日に6級制から5級制に変更しています。



(2) 昇給及び勤勉手当への勤務成績の反映状況

当市では、平成18年度より職員の人事評価制度を開始し、平成27年度からはすべての職員を対象に人事評価を実施しています。平成23年度からは、人事評価に基づく勤務成績を、管理職の昇給や勤勉手当等の処遇へと反映させており、平成26年度からは、監督職の勤勉手当へも反映させています。今後は一般職についても同様に実施していく予定です。

人事評価者訓練等の実施により制度の適正運用を図るとともに、勤務成績を給与等の処遇へと適正に反映していくための取り組みを推進していきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東村山市	東京都	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,554 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,734 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3～20%、管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算5～20%、管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

東村山市 (平成27年4月1日現在)			国 (平成27年4月1日現在)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	23.50 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	31.50 月分	31.50 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	45.00 月分	45.00 月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	8,569千円	21,715千円			

(注) 1 退職手当は退職時の給料月額に、勤続年数や退職事由に応じた一定の率を乗じた額となります。

2 平成26年度に退職した職員一人あたりの退職手当は、自己都合退職で8,569千円(平均勤続年数15年7月)、定年退職で21,715千円です。(平均勤続年数38年6月)

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		295,439 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		394,972 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東村山市	12.0 %	744 人	11.0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		101.0 (100.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員との給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	955 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	59,688 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	2.2 %
手当の種類(手当数)	1 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	高所作業に従事する職員	高所作業	955千円	1日につき 600円
	災害時に緊急出動し復旧作業に従事する職員	災害時の緊急出動の復旧作業	-	1日につき 600円
	行路死亡人又は行路病人の取扱いに従事する職員	行路死亡人又は行路病人の取扱い	-	1件につき 2,000円
	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業	-	1日につき 600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	246,000 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	390 千円
支給実績(25年度決算)	245,412 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	386 千円

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円・その他6,000円・加算4,000円 職務の級が5級であるものを除く	異	支給単価	59,841 千円	183,000 円
住居手当	当該年度末35歳未満で賃貸借契約がある世帯主 15,000円	異	支給対象及び単価	14,897 千円	160,183 円
通勤手当	交通機関 6ヶ月定期乗車券相当額 交通用具 距離に応じて支給	異	支給対象及び単価	35,060 千円	62,719 円
管理職手当	役職に応じて支給 94,000~64,000円	異	支給額	68,649 千円	927,689 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	943,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	801,000 円	1,118,000 円 /	275,400 円
報酬	議長	558,000 円	724,000 円 /	445,000 円
	副議長	506,000 円	660,000 円 /	385,000 円
	議員	485,000 円	606,000 円 /	360,000 円
期末手当	市長 副市長	(26年度支給割合) 3.95 月分		
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 4.15 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 在職1年につき給料月額の100分の310に相当する額	(1期の手当額) 11,693,200 円	(支給時期) 退職時
	副市長	在職1年につき給料月額の100分の270に相当する額	8,650,800 円	退職時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 特別職の給料等の額は、「東村山市特別職報酬等審議会」の答申を経て、市長が条例で定めています。

6 職員数の状況

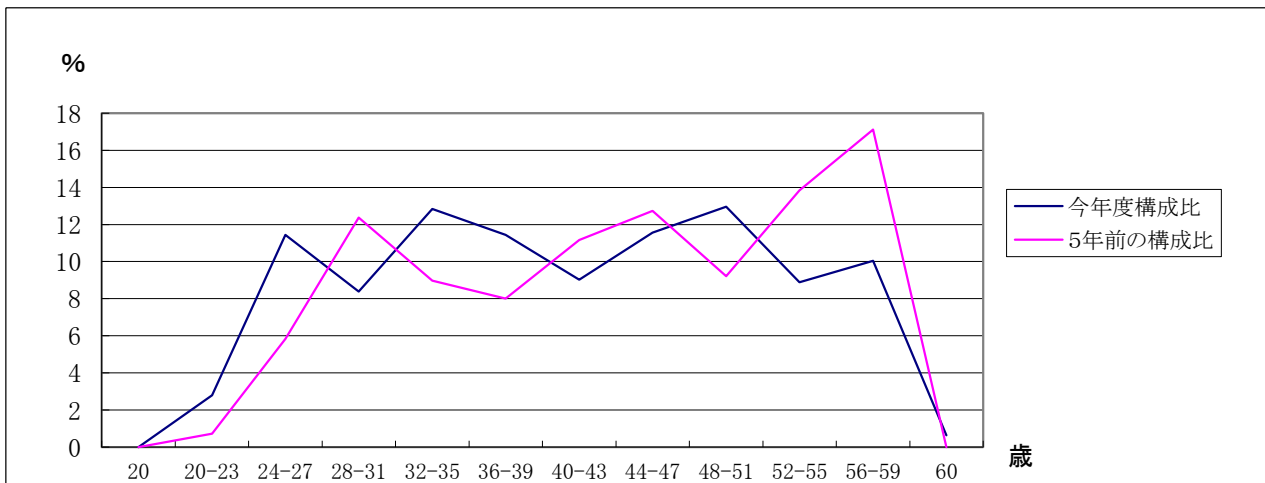
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	業務増 業務増 事業の統廃合縮小による減 業務増
		総務	161	168	7	
		税務	53	53	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	4	4	0	
土木		49	50	1		
民生		278	272	△ 6		
衛生	57	58	1			
	小 計	614	617	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.75 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.12人)	
	教育部門	129	127	△ 2	事業の統廃合縮小	
	小 計	743	744	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.14 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.75人)	
公営企業等部門	下水	6	6	0		
	その他	37	37	0		
	小 計	43	43	0		
合 計		786 [933]	787 [933]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.98 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、上記人数に教育長は含んでおりません。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 教育部門とは、教育委員会の職員です。
 4 公営企業等会計部門とは、下水道・国保・介護・老健に係る職員です。
 5 △は、前年と比較して減となったことを示します。

(2)年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	22 人	90 人	66 人	101 人	90 人	71 人	91 人	102 人	70 人	79 人	5 人	787 人

(3) 職員数の推移(過去5年間)

(単位:人)

区 分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	増減数
一般行政	職員数	633	619	612	611	614	617	△ 16
	増 減	-	△ 14	△ 7	△ 1	3	3	
教 育	職員数	147	139	134	134	129	127	△ 20
	増 減	-	△ 8	△ 5	0	△ 5	△ 2	
小計 (普通会計)	職員数	780	758	746	745	743	744	△ 36
	増 減	-	△ 22	△ 12	△ 1	△ 2	1	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	44	44	44	44	43	43	△ 1
	増 減	-	0	0	0	△ 1	0	
総合計	職員数	824	802	790	789	786	787	△ 37
	増 減	-	△ 22	△ 12	△ 1	△ 3	1	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。